

★税務調査のデジタル化と税務調査・訴訟等の状況

今回は税務調査のデジタル化に伴い国税庁から公表されているQ&Aの中から2つをご案内するとともに、国税庁レポート2026から見えてくる「税務調査」「再調査」「審査請求」「訴訟」の状況についてご紹介します。（若林茂）

◎税務調査のデジタル化に関するQ & A（一部抜粋）

問1	今後行われる税務調査については、全てオンラインで行われるのでしょうか。
答1	税務調査については、事業活動の現況確認等が必要不可欠であるため、臨場による調査を原則としています。その上で、効率的な調査の実施に資すると国税当局が判断した場合に、調査を進める過程で連絡等を取り合う際や依頼した資料等を提出していただく際の手段として、オンラインツールを部分的に利用することとしています。そのため、全ての税務調査において、オンラインツールを利用するものではありません。なお、オンラインツールについては、税務署等の担当者と納税者等双方の合意がある場合に限り利用するものとし、納税者等の合意が得られない場合に利用することはありません。
問2	提示・提出を求められた帳簿書類等の物件が電磁的記録である場合には、どのような方法で提示・提出すればよいのでしょうか。
答2	提示については、その内容をディスプレイの画面上で調査担当者が確認し得る状態にしてお示しいただくこととなります。一方、提出については、電磁的記録を調査担当者が確認し得る状態でプリントアウトしたものをお渡しいただく場合、調査担当者が持参した電磁的記録媒体への記録の保存（コピー）をお願いする場合又はe-Tax、オンラインストレージサービスやメールを利用してご提出いただく場合があります。なお、電磁的記録の提出を求める際は、税務当局における電磁的記録の取扱いを説明することとしています。 (注) 提出いただいた電磁的記録については、国税庁で定めた規則等に基づき厳重に管理を行い、保存期間満了後、確実に廃棄（消去）します。

◎税務調査などの仕組みと状況

納税者は、税務署長等が行った税務調査による課税処分等に不服があるときは、不服を申し立てることができます。この不服申立てには、税務署長などに対する「再調査」の請求と、国税不服審判所長に対する「審査請求」とがあり、そのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査ののちになお不服があるときは審査請求を行うことができます。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して「訴訟」を提起して司法による救済を求めることができます。

以下は税務調査結果（令和6事務年度）と「再調査」等の状況（令和7年度）となります。

	申告所得税	法人税	消費税	相続税
実地調査の件数	47千	54千	81千	10千
申告漏れのあった件数	39千	42千	54千	8千
割合	82.9%	77.7%	66.6%	80%

	再調査	審査請求	訴訟
処理件数（「訴訟」は終結件数）	1,448件	3,128件	201件
納税者の請求の全部又は一部が認められた割合	8.0%	7.2%	4.0%

◎まとめ

税務調査の結果については、税目による差はあるものの8割近い申告漏れとなっています。また、その後の審査請求や訴訟などにおいても、納税者側の主張が認められる割合は非常に低いことを十分に理解していた方が良いと思います。